



環境影響評価審査書

(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価準備書についての名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成26年11月20日

名古屋市長 河村 たかし

(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

本事業は、「スマートエネルギーネットワークの整備等を中心に、環境面、防災面に優れた様々な取り組みを行うことで低炭素モデル地区の認定を目指す」とされていることから、より積極的に環境に対して配慮する姿勢が望まれる。したがって、低炭素都市などや戦略実行計画に示されている自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の導入をはじめ、良好な環境の確保に十分に配慮された事業となるよう、関係機関等と緊密に協議し、具体的な事業計画の策定を行うこと。

2 予測・評価等に関する事項

(1) 全般的事項

2期工事において建設が予定されている複合業務施設については、詳細な用途、規模及び設備等が確定していない状況のもとで予測・評価が行われているため、環境影響の程度が十分に把握されていない可能性がある。したがって、複合業務施設の計画を具体化する段階において、必要に応じ環境の保全のための措置を検討し、工事中及び供用時における環境影響の低減に努めること。また、その内容を今後の環境影響評価関係図書に記載すること。

(2) 大気質及び騒音

1期工事完了後には最大で約12,300台/日、2期工事完了後には約13,000台/日の新施設等関連車両が事業予定地周辺を走行することにより、大気汚染物質濃度が現況よりも高くなり、また、騒音については環境基準を超過することが予測される地点が存在する。したがって、当該車両の走行による環境影響を低減するよう、低公害車や公共交通機関の利用を促進する方策について検討すること。

(3) 大気質

ア 事業予定地では工事中に比較的大きな裸地が出現する可能性があるため、風の影響を受け、周辺に粉じんが飛散することが考えられる。したがって、粉じんの飛散を防止するために散水を行うなど、環境の保全のための措置を確実に実施するとともに、周辺住民からの苦情には適切に対応すること。

イ エネルギー施設に近接して同程度の高さの商業施設が計画されていることから、排出ガスの巻き込みにより大気汚染物質の濃度が局所的に高くなることも考えられる。したがって、当該施設からの排出ガスによる環境影響の程度を確認するため、高濃度出現条件下における予測・評価を行うこと。

(4) 騒音及び振動

ア 事業予定地北側の No. 12 地点は、工事関係車両の走行により騒音が 7dB、振動が 10.1dB 増加する予測結果となっていることから、事業予定地北側の道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるなど、沿道環境に対する影響を低減すること。

イ 現況において、事業予定地の用途地域は工業地域及び工業専用地域に指定されているが、今後の開発状況に応じて変更される可能性がある。規制基準は用途地域に応じて異なることから、あらかじめ適切な環境の保全のための措置を検討すること。

(5) 水質・底質

ア 熱源施設の取水・放水口の設置を計画している位置には底泥が存在しているため、工事中にそれを除去あるいは移動すること等により底泥が舞い上がる可能性がある。したがって、運河管理者等の関係機関と十分に協議を行い、適切な工法等を検討することにより、港北運河の水質に与える影響の低減に努めること。

イ 熱源施設において運河水循環による温度差を利用することに伴い、港北運河の水温の日変動幅が現況よりも大きくなることが考えられる。したがって、当該施設の稼働に伴い、港北運河の環境に著しい影響を与える恐れがある場合には適切な措置を講じること。

ウ 熱源施設での運河水循環に伴う取水・放水口付近における底泥の舞い上がりに関する予測については、定性的な予測・評価にとどまっていることから、運河水の取水、放水による影響を十分に検討するため、底泥の舞い上がりの影響について、定量的な予測・評価を行うこと。

(6) 地下水、土壌及び廃棄物等

ア 事業予定地内の鋼矢板に囲まれた範囲内には除去しきれなかったベンゼン等により汚染された土壌が一部残置されていることから、当該範囲周辺における工事実施時には、汚染土壌の拡散や汚染物質の地下水への溶出がないよう適切な工法を採用すること。

イ 工事中に発生した掘削土については、可能な限り事業予定地内において盛土材として再利用する計画とされているが、事業予定地内には鉛、砒素等の土壌汚染の存在が確認されていることから、掘削土等の再利用に当たっては、土壌汚染対策を考慮した適切な計画となるよう関係機関と十分に協議、調整を行うこと。

(7) 景観

事業予定地周辺は名古屋市景観計画により築地都市景観形成地区として指定されているとともに、中川運河再生計画の対象範囲とされていることから、商業施設の屋外広告物等については、関係機関と十分に協議、調整を行ったうえ、周辺の景観との調和に配慮したデザイン、色彩等を検討すること。

(8) 温室効果ガス等

事業全体で年間 93,559 t CO₂ の温室効果ガスが新たに発生するという予測結果が得られている。したがって、新施設の存在・供用について、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に努めるとともに、より高効率な発電施設の導入や排熱の積極的な活用等、温室効果ガスのさらなる排出抑制に向けた措置を徹底すること。また、新施設等関連車両の走行による排出量を低減するため、低燃費車や公共交通機関の利用を促進する方策について検討すること。

(9) 安全性

ア 工事中において、事業予定地北側の道路を大型車が1日最大210台程走行する計画となっているが、当該道路は現況交通量の少ない生活道路であり、通学路にも指定されている。このため、当該道路を走行する工事関係車両台数の削減に努めるとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、交通安全に与える影響を低減する措置を講じること。

イ 工事関係車両及び新施設等関連車両の走行により事業予定地周辺の交通量が増加するため、事業予定地の車両出入口付近における歩行者及び自転車との交錯が危惧されることから、環境影響評価準備書に記載した歩行者等の安全確保のための措置を徹底すること。

3 その他

- (1) 本事業は過去に都市ガス製造所として利用された土地において再開発を行うものであるため、その経緯を踏まえて、環境に配慮した事業を実施していることを周辺住民が理解しやすくなるように、工事中は現地において積極的に掲示等を行うよう努めること。また、供用時には、建設が予定されている環境学習施設において本事業の環境への取り組みの紹介等を行うよう努めること。
- (2) 事業予定地において盛土を行う計画が示されているが、事業予定地及びその周辺は、過去に干拓あるいは埋立が行われた地域であり軟弱地盤と想定されることを踏まえ、盛土による地盤変位の影響について環境影響評価の項目として選定しない場合には、その理由を明らかとすること。
- (3) 環境影響評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。